

我國貨幣の對外價值規準の變遷

山口 茂

一般に經濟價值なる概念が如何なる内容をもつかと謂ふことは、その内包的意味が如何なるものであるかによつて、決つてくることは勿論であるが、同時にそれが含まれる價值體系如何によつても異つてくるものである。そしてこの問題とする貨幣の對外價值なる概念は經濟價值の一つであることは言をまたないが、それもまた經濟價值の體系を如何に構想するかによつて、その意味が異つてくることは争ひ得ない。この點からくる意味の多様性は、こゝに問題とせずして、單に貨幣の對外價值のみを問題としても、その意味内容はかなりの多様性をもつものである。或る國の貨幣の對外價值と、他の國の貨幣の對價值とは、その意味が異なり、また同じ國の貨幣の對外價值も、經濟發展の程度により、その意味が異なることを發見する。歴史的にみて貨幣の對外價值として磅と法とは、その意味が必ずしも一様ではなく、また磅と法も共に時代によつて對外價值の意味に變化を來してゐる。

かく各國貨幣の對外價值の意味は、夫、時代によつて變化して居り、また互に意味の相異があるけれども、概觀して一様の變遷推移をなしてゐることを把握し得るのである。この變遷推移は各國民經濟の内部關係と對外關係の推移

にもとづいて生起する事柄であつて、國內經濟・國際經濟兩面の發展の段階如何によるものであつて、同様のことは獨り貨幣の對外價値の意味についてののみならず他の經濟諸概念においても見出され得ることである。貨幣の對外價値の意味の時代的相異の著しき標準は、一つは二國の貨幣の含有する貴金屬の重量比較であり、他は二國民經濟の各に於ける流通經濟的全體の反映としての貨幣價値の比較である。アムステルダムを中心とする歐羅巴の國際經濟に於ける貨幣の對外價値は貴金屬の重量比較を主とし、倫敦を中心とする國際經濟に於いては國際金本位制による貴金屬の重量比較に規律せられてゐても、各國貨幣の對外價値は流通經濟的全體の反映としての意味を最後の規律とするに至つた。即ち前者は一國貨幣と他國貨幣とが何等流通經濟的全體と關係なく、獨立に貨幣の重量比較によつて對外價値が量られたにすぎなかつたが、後者に於いては國際金本位制による重量比較による場合も、國內的及び國際的流通の結果としての金の配分によるものであつて、全流通經濟の反映としての對外價値たる意味をもつものである。

かくの如き關係は我國貨幣の對外價値に於いても見出し得るところであつて、同時にこの問題が我國貨幣制度の近代化に資するところ大であつたのである。想ふに我國貨幣の對外價値が問題となりはじめたのは、長崎出島の和蘭貿易開始の頃であり、それより安政條約を経て漸次その重要性を加へ、明治幣制樹立を経て次第に近代的なる貨幣の對外價値としての性格を増してきたのである。而してその流通經濟的全體の反映としての對外價値は、金本位離脱によつて實體價値比較の手段を失つてから益々明瞭になつてきたものである。以下歴史的叙述によつて我國貨幣の對外價値規準の變遷を明かならしめるであらう。

徳川鎖國政策がとられてから後も、我國は長崎を通して、和蘭と制限的通商を行つてゐた。嘉永六年米國船來朝と共に漸次開國への方向に強制せられたのであつたが、最初の條約は下田條約（安政元年甲寅十二月、日米條約、ペルリ——林大學頭⁽¹⁾）であつた。この條約によれば下田及び箱館に於いて米國船に薪水食料其他缺乏の品を給し、代金は金銀錢、品物等にて受取ることを定め、また取引は役人を経て行ひ、私的取引を許さざるものであつた。されば下田條約は所謂修好條約の程度のものであつて、通商條約ではなかつた。安政五戊年正月の亞墨利加條約書（ハルリス——井上信濃守、岩瀬肥後守）に至りて開市開港が約束され、特殊の禁制乃至制限品を除きて、一般に取引の自由が認められ、その代金支拂に關しては「兩國貨幣の同種同量による通用」なる原則が規定された。⁽²⁾すなはちその第五條には「外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て日本においても通用すべし。双方の國人互に物價を償ふに日本と外國との貨幣を用ゆる妨なし。」との文言が含まれてゐた。

かく安政五年の修好通商條約によつて、日本貨幣と外國貨幣につき所謂同種同量の取りきめが行はれ、「外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て日本に於ても通用すべし」となり、これにより東洋に於いて歐米人が國際通貨として強制せんとする洋銀が、我國にも流通する根據が與へられたのである。このことが我國貨幣と洋銀との間の價值比率を問題とならしめた。安政五年以前において外國人が支拂に用ひたる貨幣は洋銀（墨其哥弗七・ニ奴 位百目内 銀八六文目一一、銅一三文目八八八、慶應四年四月⁽³⁾）にして我役人はその一弗に對し一分銀一個の割合を以

⁽¹⁾ 會計局貨幣
久世治作
取調方 田村理右衛門

⁽²⁾

⁽³⁾

て通用せしめて居り、他の外國人との取引もこの交換比率によつて行はれてゐた。而して當時洋銀と比較された一分銀は天保年間に鑄造された古一分銀であつて上銀二・三匁の内容のものであつた。かく七・二匁の洋銀と二・三匁の一分銀とが等價に交換せられてゐたことは、長崎における蘭人との貿易に源を發したものである。その事は安政二年十二月二十三日（一八五五年）の和蘭長崎條約（二十八ヶ條）に附隨した安政四年八月二十九日（一八五七年）の條約附録（四十ヶ條）に現はれて居り、それは既に事實上行はれて居つた事柄を條約文に收めたものである。⁽⁴⁾即ち同條約附録第十二條に「阿蘭陀人洋金銀錢を以諸貨物買入儀差支無之且金銀一ギェルデンに付日本銀に直し六匁二分五厘之相場を以可仕拂事」とあり、彼の一ギェルデンを我が銀六匁二分五厘の相場としたのである。これによつて洋銀一個が一分銀一個當りの計算となるのである。即ち

- 1 ギェルデン = 銀6匁 (銀目六十日建) (1)
(銀目評價)
- 洋銀1弗 = 約 2.5 ギェルデン (2)
(重量比較)
- 洋銀1弗 = 6 匁 × 2.5 = 銀15匁 (3)
(銀目評價)

然るに當時の一分銀は古一分銀にして二・三匁の重量があり、四個一兩替なるを以て、銀目とすれば一分銀四個が銀六十目の價となる。故に

$$\text{一分銀一個} = \frac{60 \text{目}}{4} = \text{銀15匁の價} \dots\dots\dots (4)$$

(銀目評價)

我國貨幣の對外價值規準の變遷

洋銀1弗=銀15匁價=一分銀一個……………(5)

かくして洋銀一弗が一分銀一個と交換せらるることゝなつたのである。

以上の如き計算は銀目評價と重量比較とを混用せるものであつて、不當のものであることは一見して明かであるが、銀目取引と低位なる定位銀貨一分銀が並び行はるゝ關係は外國人にとり不可思議なことであり、かく不當の慣行が行はれたものであらう。その結果が上記和蘭條約にとりあげられたに外ならなかつたのであらう。然しながら洋銀(七・二匁)と一分銀(二・三匁)との重量比較による時、その等價關係の不合理であることは見易きことであつて、既に和蘭條約附録以前に於て外國より抗議せられてゐたのである。即ち安政三年(一八六五年九月二五日)下田鎮臺宛ハルリス書翰に於いて、銀一分通用不當の抗議を受けてゐる。⁽⁵⁾その抗議文の一部を摘録すれば次の様である。「一尙爰に一條あるは最初下田に於いてドルラルを一分に算當せり、是は大低一分三個之量目あり。一箱館に於てドルラル眞の位を以て一分三箇に取られたり。一貴君子に約せり、我が必要とする處の諸物は日本人と同様の價を以て得ん事を、今予此の約束を遂ん事を貴君に願ふなり、其故は一ドルラル唯一分に通用するの間は日本人と同價にて拂ふべき處に予買ふ處の諸物に三倍多き價を出すことを望むに當るなり。」

この抗議の結果は所謂弗談判となり、洋銀三分替が決定したのであるが、その経過は千八百五十六年十月九日付下田鎮臺宛トウンセント・ハルリス書翰⁽⁶⁾に「前略……然しながらそれ總て足下の所望に應ぜん事を望みて百に就き半分の損我にあるといへども當時の所は既に足下に述し如く銀三分を銀壹ドルラルと引替へん^{少しの減}事を免さむと覺悟せり……」とあり、また安政三年九月亞墨利加官吏之及應接候儀に付内密申上候書付三井信濃守岡田備後守岩瀬修理⁽⁷⁾、

及び安政三年十月同上への添書跡部甲斐守其他⁽⁸⁾によつて知ることが出来る。

かくの如き抗議の結果が安政五年の通商修好條約における同種同量の交換となつたのである。⁽⁹⁾即ち貨幣の重量比較により、洋銀七・二匁に對し一分銀三個(二・三匁の三倍で六・九匁)を等價關係に置き、所謂弗談判により吹替手間の問題と共に論議決定を見たのであつた。そして斯く交換比率を決定するに當り、品位を區別せずして量目のみによることとなり、しかも量目上の差を洋銀を一分銀に改鑄するための鑄造料とせんとしたが、この問題はながく彼我の間に残つて居つた。⁽¹⁰⁾

同種同量の條約により洋銀の内地通用が認められたのであるが、實際には我國民が慣れないために洋銀の受授が圓滑に行はれず、そこで幕府は外國人の洋銀を一分銀と交換する義務を負擔し、それを實行することゝなつた。⁽¹¹⁾しかしながら我一分銀の鑄造能力は微々たるものであつて、洋銀との交換需要に應ずるに充分でなかつたので、遂に洋銀に對し「改三分定」の刻印を打ち、洋銀をそのまま三分として通用せしめることゝなつた。⁽¹²⁾

かくの如くして洋銀一弗銀三分の割合をもつて我國貨幣の對洋銀の對外價值規準が設定されたのであつた。然しながら此の對外價值規準は正確なる重量比較によるものでもなかつたがために、別の交換比率が問題となつてきた。即ち一般の取引においては洋銀一弗銀三分通用で行はれたが、關稅收納の場合には洋銀百箇を一分銀三百一十箇の割合とするに至つた。この事は慶應二年五月十三日改稅約書第六條に「日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すべしと取極たる箇條に従ひ是迄日本運上所にて墨是哥ドルラルを以て運上を納むる時は一分銀の量目に比較しドルラル百枚を一分銀三百一十箇の割合を以て受取り來れり」とあり、此の交換比率を以て既に

關稅收納を行つて居たものと見られる。^(註)そしてこの交換比率は米國公使ハリスの秤量に基いたものであつたと謂はれる。即ちハリスの秤量によれば

洋銀一個 7.153匁

一分銀一個 2.3匁

7.153匁×100=715.3匁

2.3匁×311=715.3匁

∴ 洋銀100個=一分銀311個

かく洋銀と一分銀との交換比率は、一般には洋銀一個を一分銀三個替とし、關稅收納に於いては洋銀百個を一分銀三百十一個替とした。かく我國貨幣の對外價值が決定したのであつたが、外國貨幣と對應せしめられた一分銀は實は當時の我國貨幣としては、むしろ補助貨的のものであつた。この補助貨的なる一分銀が洋銀と對應して我國貨幣を代表することになつたのは、東洋に於ける當時の多銀少金の事情と一分銀が銀貨としては低位ではあるが定位貨幣として取引上便利であつたことによるものであらう。かく洋銀と關係づけられた銀貨は金銀錢三貨の一つであつて、金及び錢と對立する銀貨は銀目流通による丁銀であるが、洋銀と對比せられた銀は實體價值低き補助貨的なる一分銀であつた。これによつて徳川時代の貨幣制度は一分銀が代表的のものとなり、遂に明治四年の新貨條例を生誕せしめたのである。

(1) 勝安芳著 開國起源 宮内省藏版 卷中 千八十七頁。

- (2) 同上 千九十五頁。
- (3) 明治元年閏四月十四日布告 法規分類大全 第一編政體門 制度雜款 貨幣二百六十二頁。
- (4) 勝 安芳著 開國起源 卷中千五百五十六頁。
- (5) 同上 卷上 七百六十九頁。
- (6) 同上 卷上 七百七十三頁。
- (7) 同上 卷上 七百七十五頁。
- (8) 同上 卷上 七百七十八頁。
- (9) 同上 卷中 千六百六十七頁。
- (10) 同上 卷上 自六百六十頁至七百六十七頁。
- ◎安政三年十一月十六日付 洋金銀量目替等之儀ニ付申上候書付 井上信濃守 岡田徳後守
- ◎安政三年十二月付 下田奉行申上候亞墨利加官吏方差出候横文字和解之趣評議仕申上候書付 松平河内守外五名
- ◎安政四年二月 亞墨利加官吏え及應接候儀申上候書付 井上信濃守 岡田徳後守
- ◎已(安政四年)五月二十六日 於御用所信濃守出羽守亞國官吏え對話之趣 井上信濃守 中村出羽守
- ◎已閏五月六日 亞米利加官吏え引會候儀申上候書付 井上信濃守 中村出羽守
- 復古記 第一册 九十五頁 慶應三年十一月二十八日 和蘭ポリチキアゲント兼コンシユル ゼネラール ドデカラーフ。
 ファン・ボルスブルック宛小笠原壹岐守書翰
- 明治二年十一月九日 各國公使宛宛澤外務卿 寺島外務大輔書翰 法規分類大全 貨幣一 八十九頁
- (11) 安政末六年十二月十三日 中務大輔相渡觸書 勝 安芳著 開國起源 卷下 二千三百五十四頁。
- (12) 安政末六年十二月二十八日 和泉守相渡觸書 勝 安芳著 開國起源 卷下 二千三百五十四頁。

(13) 慶應二年五月十三日 改稅約書

(14) 大隈侯八十五年史 第一卷 百八十頁。

三

徳川時代の我國貨幣の對外價值規準が一分銀三箇洋銀一箇替、關稅收納の場合には一分銀三百十一箇洋銀百箇替が如何にして決定したかは上述したところで明かとなつた。そこで吾々はこの決定が如何にして明治新貨に引きつがれたかを述べなければならぬが、我國貨幣の對外價值規準の定めらるべき明治新貨は舊貨幣と如何なる關聯に於いて成立せしめられたであらうか。

御一新後に於ける貨幣制度は、しばらくは舊制による古金銀錢の通用が布告せられた⁽¹⁾。従つて舊制による古金銀錢を急に新鑄する必要が起らざる以上、明治政府は國務多端の折柄特に改革の必要がなかつた理であつた。然しながら洋銀を一分銀と容易に交換しうる様に鑄造設備をすることは、慶應二年の改稅約書によつて外國に對し幕府の約束したところであり、その實行に就ては外國官吏からしばしば督促されてゐた。改稅約書によると「來丁卯十一月其處置を取行ふ」べきであり、丁卯は慶應三年であつた。しかしその設備は急速にはできないので、我方はその實行方延期を外國官吏に申込み⁽²⁾、その間に舊貨を改めて全く新しき貨幣制度樹立にのりだしたのである。即ち政府は新貨鑄造の儀を參與會計官事務判事三岡八郎に命じた⁽³⁾。是において三岡八郎は外國事務判事五代才助、寺島陶藏に托して造幣機械の香港より輸入事務をすゝめた⁽⁴⁾。これと同時に江戸の金銀座が接收された⁽⁵⁾。

明治元年閏四月二十一日に會計官の七司の内に貨幣司が置かれ、通貨に關する行政が扱はれることゝなつた。⁽⁶⁾ 明治二年正月三箇八郎會計掛を免ぜられ、長崎判事たりし大隈八太郎これに替り、明治新貨は全く大隈八太郎が中心となつて立案されたものであつた。即ち大隈案によると、兩分朱の四進法を改めて十進法を採用し、一元を百分して一錢となし、一錢を十分して一厘となし、又洋銀にならへる圓型貨幣が主張せられた。

かくて明治新貨の方針が定まり、大阪造幣寮の開設もすゝみ、その首長として英人キンドルが雇入れられた。⁽⁷⁾ 政府は明治二年二月五日造幣局への達により新貨鑄造を仰出した。⁽⁸⁾ これによつて鑄造さるべき新貨は大隈案による圓型貨幣であつて、新貨條例の前身とも見るべきものであつた。⁽⁹⁾ しかしながら大隈案は只大體の方向を示したばかりであつて、具體的な細目について立案しなければならなかつた。そこで政府はまづ外國銀行家の意見をきく必要があつた。そこで明治二年六月十五日大隈參與、伊藤大藏大丞、井上造幣頭、中江外國判事等が横濱運上所に會し、相談の結果東洋銀行代理ロベルトソンに謀ることゝなつた。

ロベルトソンの建議は洋銀と品位量目をつにする銀貨を本位とする銀本位制であり、純分十分の九の銀にして四百十六グレインの銀貨を内容とするものであつた。⁽¹⁰⁾ そしてその裡には徳川幕府の幣制に全くみられなかつた西洋式の自由鑄造制を含むものであり、當時の東洋諸國に入りこんで國際通貨として流通して居つた洋銀と同種同量の一圓銀貨のみを本位貨幣とするものであつた。廟議はこのロベルトソンの建議を容れ、これに基づき新貨鑄造を決定し、明治二年七月七日この旨を外國使臣に通告した。⁽¹¹⁾ 次で明治二年十一月九日新貨幣制度の内容を各國公使に、同十一月十四日に各國岡士に通告した。⁽¹²⁾

この貨幣制度草案は多銀小金と云ふ東洋事情に即した銀本位制度であつたが、當時歐羅巴の金銀複本位制に近く金貨の内容を低位としなかつた。明治三年三月晦日ロベルトソン宛キンドル書翰によると、『金錢十ドル、量目四・二八八匁、純金九分、混ぜ物一分、金錢は都て同質なりと雖も銀十五分に付金一分の比例を以て鑄造すれば凡そ一割の益あり。一ドルの銀錢を本位（リガルトントル）とし金錢は唯便宜を計りて鑄造する者なれば金の主錢（ユニット）は無用に屬すべし、金の主錢を設くるには銀十五分に付金一分の比例を以て目方も亦右の秤量の如くならざるべし、故に十ドルに宛るべき金の主錢は其量四文目八分なるべくして右の如く四文目二分八厘八毛ならず、二様の主錢を立れば従つて二様の正貨錢（スタントアルド）二様の本位錢（リガルトントル）を生ずべし。右は他の國々にて既に實檢の適宜の法ならざるを發明せしなり。右同法を貴國に適用せば造幣の利益を減じ將政府の公益を消するに至るべし。』

かくこの案は複本位制をさけ銀單本位とせしものであり、一弗銀貨七・一九三匁に對し一對一五の金銀比價を以てすれば $\frac{7.193}{15} \times 10 = 4.795$ 匁 即ち四・八匁弱となるべきを低位として四・二八八匁としたのであつた。かく金貨に於ける低位の程度が少くは、少しの金銀市場比價の變動にも攪亂されるおそれがあり、所謂補助貨として完全なるものでなく、實體價值的貨幣の意味を残してゐたものである。

かくの如き案が實現したならば、洋銀と全く等しき銀本位制が成立し、徳川時代の貨幣の對外價值規準は洋銀と等しき貨幣を設定することによつて極めて簡單なものとなつた筈であつた。

(1) 明治元年二月九日 會計局達 法規分類大全 貨幣二 一六一頁。

(2) 和蘭ポリチキアゲント兼コンシユルゼネラール ドデガラーフ・ファン・ボルスフルーク宛 小笠原壹岐守書翰 復古

記第一冊 九五頁。

- (3) 明治元年二月二十五日 大政官達 法規分類大全 貨幣一 一頁。
- (4) 明治元年三月 太政官達 法規分類大全 貨幣一 一頁。
- (5) 明法元年四月二十六日 東征總督記 池邊節松手記 復古記第三冊 七一六頁。
- (6) 明治職官沿革表 法規分類大全 貨幣一 七頁。
- (7) 明治二年六月二十日 東洋銀行トノ造幣工雇入條約 法規分類大全 貨幣一 八三頁。
- (8) 明治二年二月五日 造幣局ヘノ太政官達 法規分類大全 貨幣一 八三頁。
- (9) 明治二年二月四日 圓型貨幣及十進法採用ニ關スル大隈三與久世治作ノ議論皇國造幣寮濫觴之記 大阪市史 第七卷
- (10) 澤右衛門權佐ヨリ英公使バークスヘノ書翰 法規分類大全 貨幣一 八七頁。
- (11) 明治二年十一月九日 各國公使宛澤外務卿寺島外務大輔書翰、明治二年十一月十四日 各國岡士宛同上書翰 法規分類大全 貨幣一 八九—九一頁。
- (12) 明治三年三月晦日 ロバルトソン宛キンドル書翰 法規分類大全 貨幣一 九四頁。

四

うへに述べた明治最初の幣制改革案は直接東洋諸地域間の貿易に適應せしめんがために、洋銀と同種同量の銀本位制度であつたが歐羅巴の大勢は英國を中心とする國際金本位制に移行せんとする趨勢にあつた。即ち世界視察の途にあつた明治政府の使節一行に加はつてゐた伊藤博文大藏少輔は米國よりはるかに建議して金本位制採用のことを以つて

我國貨幣の對外價值規準の變遷

した。即ち明治三年十二月二十九日付書翰を以てメトリック・システムによる金本位制の採用をすゝめた。⁽¹⁾ 即ち伊藤博文の意見によれば『抑貨幣ヲ鑄造スルニ當リ其原位ヲ定ムル金銀何レカ基礎トナルベキ當否ハ既ニ方今歐洲諸國ノ碩學多年ノ經歷ヲ以テ金貨ノ原位ト定ムルノ議略一轍ニ歸ス。……今若シ新ニ貨幣ヲ鑄造スルノ法ヲ創立スル國アレバ必ズ金貨ノ原位トナス疑ヒナカルベシ。是以見レバ我國今日新ニ貨幣ヲ鑄造スル宜シク他邦從來ノ經歷ニ基キ或ハ學者ノ議論ヲモ折衷シテ至當ノ正理ニ法ルベシ』

この伊藤博文の書翰は大阪造幣寮開寮の時であつて、銀本位制設定のことは既に外國使臣にも通告済みであつたので、金本位制への轉換には相當の困難があつた。即ちキンドル、ロバートソン等の外國人は洋銀と同様の本位貨を固執したため、伊藤博文の建議は度々の交渉によつて漸く金銀兩本位制をとることゝなつた。⁽²⁾ かくて本位制度の變更は内定したのであつたが、明治四年四月二日付在米伊藤大藏少輔宛大藏省返翰により一層明瞭となつた。⁽³⁾ 即ち金貨の外に一圓銀貨を制定し「乍去一圓銀貨全ク廢止之儀ハ何分貿易不便利之懸念モ不少且我邦ニ於テ得失如何可有之哉之忠告モ有之候間公然談判之上ニテ不得止ハ右銀貨ハ貿易銀トシテ制度外ニ指墨西哥銀一様ノモノニ書做シ候積ニ候」とした。かく金本位とし銀貨は貿易銀として制限的なるものとする事になつたが、之に對して東洋銀行筋の反對のあつたことは勿論であつたが、政府は遂に押切つてしまつた。⁽⁴⁾ 明治四年四月大藏省何定に於て確定した。⁽⁵⁾ 即ち「尙篤ク將來之得失ヲ勘量致シ候而ハ銀貨ヲ以テ本位トシ金貨ヲ定位トイタシ置候儀ハ第一貨幣之實理ヲ失ヒ流通之際往々多少之不便モ可相生哉ト再考仕候ニ付只篤慎思尋譯之上金貨本位ニ變革之積」なほ「開港場通商之便利ヲ謀リ候儀モ亦緊要之事務ニ有之候ニ付當分之内銀貨ハ各開港場而已ノ流通ニ供シ改而貿易銀ト致シ」以つて一圓銀は全く各開港場

輸出入物品其他の諸税及び日本人外國人通商の取引に用ふのみにして内地の諸税納方等に就ては用ひ得なかつた。

かくの如き経過をとつて明治四年五月の太政官布告により新貨條例が發布され、⁽⁵⁾明治幣制の大本として金本位制度が創設せられたのであつた。而して一圓銀の開港場通用は明治十一年五月二十七日布告により内地一般に通用せしむることに改められ、我國貨幣制度は金銀兩本位制となつたのである。⁽⁶⁾

かくして我國貨幣の對外價值基準は一分銀の對洋銀比較であつたものが、一圓銀對洋銀比較となつた。けだし我國幣制が金銀兩本位となつたが、金は幕末以來の海外流出によつて新金貨の流通少く、且つ明治元年以來の不換紙幣の發行により銀基礎の不換紙幣制なる實情となつた。従つて我國貨幣の對外價值基準は一圓銀對洋銀比較となつたのである。然るに一圓銀はもともと洋銀と同じ實體價值をもつものであり、この意味に於いて一圓銀對洋銀比較は我國貨幣の對外價值基準は對内價值基準と合致したことになる。即ち國際通貨たる洋銀が我國の國內通貨となつたと同様の結果となつた理であつた。

- (1) 明治三年十二月二十九日、在米伊藤大藏少輔ヨリノ建議 法規分類大全 貨幣一 一一一頁。
- (2) 明治四年二月三十日、在米伊藤少輔宛伊達外務卿以下書翰 法規分類大全 貨幣一 一二四頁。
- (3) 明治四年四月二日、在米伊藤大藏少輔宛伊達外務卿以下書翰 法規分類大全 貨幣一 一二四頁。
- (4) 明治四年三月二十九日、東洋銀行ウイリアム・カークゲルノ大隈參議宛書翰 法規分類大全 貨幣一 一二五頁。
明治四年三月二十三日、東洋銀行ヨリ澁澤從五位宛書翰 法規分類大全 貨幣一 一二六頁。
- (5) 明治四年四月、大藏省何定 法規分類大全 貨幣一 一一八頁。
- (6) 明治四年五月、太政官布告 法規分類大全 貨幣一 一二七頁。

我國貨幣の對外價值基準の變遷

(7) 明治十一年五月二十七日 太政官布告、法規分類大全 貨幣一 二〇三頁。

五

以上述べたる如く我國貨幣の對外價值は洋銀一個一分銀三枚替が決定した當時に於いては、單なる内容比較による兩替であつて、その兩替比率は未だ爲替相場的なる意味は持ちえなかつた。それが文久年間に至つて民間貿易が盛となり、かつ洋銀建取引が行はれる様になり洋銀に對する取引需要が増加するにつれて、一分銀三枚替から離れて、その兩替比率が需給關係を通して變動する様になつた。⁽¹⁾即ち我國貨幣に對する洋銀相場が輸出入の情況による需給關係から變動し、銀平價たる基準を藏しながら今日みられる爲替相場を示して來たのである。輸出業者は内地の買付のために一分銀を需要し、輸入業者は輸入代金支拂のために洋銀を需要する。一分銀と洋銀に對する需要の強さ如何によつて洋銀相場が變動する。而してその變動は今日の爲替相場と同様に輸出超過の場合は洋銀の供給が多くなつて洋銀相場下落し、輸入超過の場合は洋銀に對する需要増加して洋銀相場騰貴した。かくして洋銀相場が爲替相場の作用を果すに至つた。

然しながらこの洋銀相場は一分銀建にあらずして、銀目建が行はれてそのまゝ明治に至つた。即ち金一兩銀五十目と法定せられた銀目が元祿年間に六十目に改められ、明治元年五月九日銀目廢止の布告發せらるゝまで存続した銀目によつて洋銀相場が建てられ、銀目評價による洋銀相場變動が示されてゐた。⁽²⁾而して洋銀一個一分銀三枚替を銀目表示とすれば、 $\frac{8}{4} \times \frac{11}{4}$ となり、銀平價は四十五匁の値となる。此の四十五匁を中心として洋銀相場の變動が

行はれた理である。この銀目表示による洋銀相場は明治に入つて新貨條例の行はれてからは兩圓對等の原則によつて六十目を中心として變動すべく變更された。⁽³⁾

以上の如き基準を中心として變動する洋銀相場は文久から慶應の初めまでは基準以下に於いて變動し、明治に入つてからは不換貨幣の換發につれて銀紙の開きを加味した爲めに洋銀相場の騰貴を見た。⁽⁴⁾

斯くて洋銀相場は爲替相場を意味し、且つ洋銀は一圓銀として國內貨幣に通ずる關係から、洋銀相場を不換紙幣による一圓銀の價格たらしめ、もつて爲替相場を國內問題とした作用をもつものであつた。然るにこの洋銀相場は明治初年のインフレーションの進行と共に、次第に銀紙の價格較差を示すものとなり、我國の對外爲替は漸次外國銀行の取扱ふ爲替取引によつて代られ、その相場は倫敦宛爲替相場として表現せられ、我國爲替相場としての重きを加へるに至つた。而して倫敦宛爲替は銀基礎なる建前から所謂銀爲替として金銀市場比價を基準として出發し、一圓銀と磅貨との比價を一圓を四志から振出し(明治七年)銀貨の下落を反映して明治三十年金本位制採用まで漸次圓の對外價値の下落を來し二志となり金本位制による *Parities* に連續せしめられたのである。

いま田口卯吉著洋銀排除論の洋銀相場(一)と明治三十年幣制始末概要の銀貨對紙幣平均相場(二)と統計年鑑及金融事項參考書に基づく東洋經濟新報社編纂明治大正國勢總覽所載の橫濱における倫敦宛參着拂爲替相場(三)をならべてみよう。

文久 元治慶應 明治

- (一) 35.82
- 34.49
- 35.20
- 34.66
- 39.50
- 39.63
- 44.19
- 52.44
- 63.10
- 60.47
- 61.17
- 62.63
- 61.92
- 62.19
- 60.00
- 60.92
- 62.83

十二年	
三月	75.54
四月	74.90
五月	69.65
六月	66.13

(5)

- (二) 0.748
- 0.962
- 1.033
- 0.978
- 1.018
- 1.036
- 1.038
- 1.029
- 0.989
- 1.033
- 1.099
- 1.212
- 1.477
- 1.696
- 1.571
- 1.264
- 1.089
- 1.055

- (三) 志 4.02
- 4.00
- 3.11
- 3.11
- 3.09
- 3.08
- 3.08
- 3.08
- 3.08
- 3.07
- 3.07
- 3.06
- 3.03
- 3.02
- 3.01
- 3.04
- 3.02
- 2.10
- 2.06
- 2.01
- 2.01
- 2.02
- 2.00

扱右に掲げた數字に基づいて、洋銀相場、一圓銀による不換紙幣相場及び倫敦宛爲替相場を考察してみよう。銀目評價による洋銀相場が對居留地貿易による支拂關係から起つた爲替相場であつたことは既に述べたとほりである。従つてその相場は輸入超過か輸出超過かによつて、洋銀が騰貴するか下落するかは、その後の外國爲替手形による決済の場合と同様であつた。然るにこの洋銀相場が國內に於ける不換紙幣の増發によるインフレーションを反映したことは所謂爲替と物價の關係から當然であり、西南戰争後に増大したインフレーション傾向によつて洋銀相場は騰貴しはじめた。然し右の數字には洋銀相場は明治十一年迄しかないが、銀紙の開きを示す銀貨對紙幣平均相場(二)によつて引きつがれてゐると考へられる。而して洋銀と一圓銀とが同一のものであるから居留地貿易に於ける洋銀に對する需給關係と一圓銀と紙幣との需給關係とは交流することによつて平均化せられ、(一)の銀目評價による洋銀相場と

(二)の銀紙の開きを示す數字とは各異つた意味をもちながら一個の連続と考へられ得るのである。然るに(三)に示す如く明治初年より外國銀行、外國商社の行ふ爲替取引によつて今日まで續いた爲替相場が存在して居つた。そしてその價值基準は所謂銀爲替として金銀市場比價をもつてし、それを中心として爲替手形の需給關係によつたものであつた。而して(二)は(一)の如く爲替相場としての洋銀相場を一部意味して居つたが、漸次銀紙の開きのみを示し、明治十四年インフレーションの頂點から松方正義の紙幣整理強行によつてデフレーション恐慌を経て明治十八年十二月銀紙の開き消滅に到達して無くなつてしまつた。(一)と(二)とは明治七年より十一年迄は騰落並行したが、(二)の半ば以後と(三)とは並行してゐない。即ち(二)の半ば以後は爲替相場としての意味を失ひ専ら銀紙の開きを反映するに止まり、爲替相場は全く外國銀行及商社の爲替取引によつて決定せられて來たのである。次いで横濱正金銀行の設立後所謂御用外國爲替取引が開始せられ、近代⁶⁾的爲替相場に移つたのである。

斯く我國の外國爲替は貨幣の實體の比較による兩替から漸次正貨比較を中心にもちながら國民經濟的なバランスたる國際貸借による爲替相場に移つてきたのであつた。

- (1) 原稜威雄著 横濱開港當時之貿易狀態並洋銀相場取引之沿革。
- (2) 復古記第五册 一〇二頁。
- (3) 明治四年七月五日 大藏省伺 法規分類大全 貨幣二 二六九頁。
- (4) 田口卯吉 洋銀排除論 明治十一年十二月稿 田口卯吉全集 第三卷 經濟策 茂木惣兵衛 明治八年五月 紙幣寮宛洋銀平均相場書上(幸田成友氏所藏)
- (5) 銀行課第一次報告 二一三頁。
- (6) 横濱正金銀行史附錄甲卷之一 明治十三年十月二十日發行中外物價新報。

我國貨幣の對外價值規準の變遷